

《第三表》

住所 氏名 <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">コクゼイ ジロウ 国 税 二 郎</p>	特 例 適 用 条 文 法 条 項 号 新法 旧法 新法 旧法 新法 旧法 新法 旧法 新法 旧法 新法 旧法 新法 旧法 新法 旧法 新法 旧法																				
(単位は円)																					
収入金額 短期譲渡 一般分 ㉔ 軽減分 ㉕ 長期譲渡 一般分 ㉖ 1 0 0 0 0 0 0 0 特定分 ㉗ 軽減分 ㉘ 一般株式等の譲渡 ㉙ 上場株式等の譲渡 ㉚ 上場株式等の配当等 ㉛ 先物取引 ㉜ 山林 ㉝ 退職 ㉞	税金の計算 ②③ 対応分 ③③ 1 3 3 2 8 0 0 ②④ 対応分 ③④ ②⑤ 対応分 ③⑤ ②⑥ 対応分 ③⑥ ②⑦ 対応分 ③⑦ ②⑧ 対応分 ③⑧ ②⑨ 対応分 ③⑨ ②⑩ 対応分 ③⑩ ②⑪ 対応分 ③⑪ ②⑫ 対応分 ③⑫ ②⑬から②⑰までの合計 (申告書日第一表の⑬に転記) ③⑰ 1 3 3 2 8 0 0 株式等 配当 ②⑱ 本年分の②⑱から差し引く繰越損失額 先物取引 ②⑲ 本年分の②⑲から差し引く繰越損失額																				
所得金額 短期譲渡 一般分 ④④ 軽減分 ④⑤ 長期譲渡 一般分 ④⑥ 0 特定分 ④⑦ 軽減分 ④⑧ 一般株式等の譲渡 ④⑨ 上場株式等の譲渡 ④⑩ 上場株式等の配当等 ④⑪ 先物取引 ④⑫ 山林 ④⑬ 退職 ④⑭	税金の計算 ④⑮ 総合課税の合計額 (申告書日第一表の⑮) 1 1 1 5 0 0 0 0 ④⑯ 所得から差し引かれる金額 (申告書日第一表の⑯) 2 5 9 0 0 0 0 ④⑰ 対応分 ④⑰ 8 5 6 0 0 0 0 ④⑱ 対応分 ④⑱ ④⑲⑳ 対応分 ④⑲⑳ ④㉑④㉒ 対応分 ④㉑④㉒ ④㉓ 対応分 ④㉓ ④㉔ 対応分 ④㉔ ④㉕ 対応分 ④㉕ ④㉖ 対応分 ④㉖																				
○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>所得の生ずる場所</th> <th>必要経費</th> <th>差引金額 (収入金額 - 必要経費)</th> <th>特別控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期 一般</td> <td>〇〇市××町 11-11-9</td> <td>2,500,000</td> <td>(7,500,000)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">差引金額の合計額 ④⑰</td> <td>7,500,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">特別控除額の合計額 ④⑱</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額	長期 一般	〇〇市××町 11-11-9	2,500,000	(7,500,000)		差引金額の合計額 ④⑰			7,500,000		特別控除額の合計額 ④⑱				
区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額																	
長期 一般	〇〇市××町 11-11-9	2,500,000	(7,500,000)																		
差引金額の合計額 ④⑰			7,500,000																		
特別控除額の合計額 ④⑱																					
○ 退職所得に関する事項 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>収入金額</th> <th>退職所得控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>		収入金額	退職所得控除額	円	円																
収入金額	退職所得控除額																				
円	円																				
○ 上場株式等の譲渡所得等に関する事項 上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額 ④⑲																					
整理欄 A B C 申告等年月日 D E F 通算 取得制限資産 入力 申告区分																					

(令和二年分以降適用) ○第三表は、申告書日の第一表・第二表と一緒に提出してください。

(記載に当たっての留意事項)

措法41の5による繰越損失額は、分離長期譲渡所得金額、分離短期譲渡所得金額、総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除します。

この場合、申告書第三表の「○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」の「差引金額」欄は、措法41の5による繰越損失額を差し引く前の金額(7,500,000円)を下段にかっこ書きし、上段に差し引き後の金額(0円)を記載します。